

近代国家における「他者」  
—「ジプシー」差別の構造—

2008.11.15.

同志社大学講師 横山真紀(Maki YOKOYAMA)



*La boda gitana*

*En un verde prado  
tendí mi pañuelo,  
salieron tres rosas  
como tres luceros.*

*Alevanta es novia pa arriba  
que se despida de su familia.*

<Alboreá>

# 近代国家における「他者」—「ジプシー」差別の構造

## 一 本報告の骨子

### 1.問題の所在

#### (1)アイデンティティーのない「民族」:「ジプシー」

近代国家における「他者」=当該国家の「国民」(=政治的市民権を有する)として定義されるアイデンティティーを持たない者(アメリカの先住民、南北戦争までのアフリカ系アメリカ人、ユダヤ人、移民、難民、外国人...)

← 社会的な差別エリート

#### (2)「ジプシー」=パーリア・シンドローム (The Pariah Syndrome)

最近の具体例) イタリアの「ルーマニア人」移民の規制強化

→ ロマ(ヴラフ系ジプシー)の指紋押捺制度

### 2.問題の分析手法

#### (1)カントの永遠平和論(とりわけ、第三確定条項)の現代的意義づけ

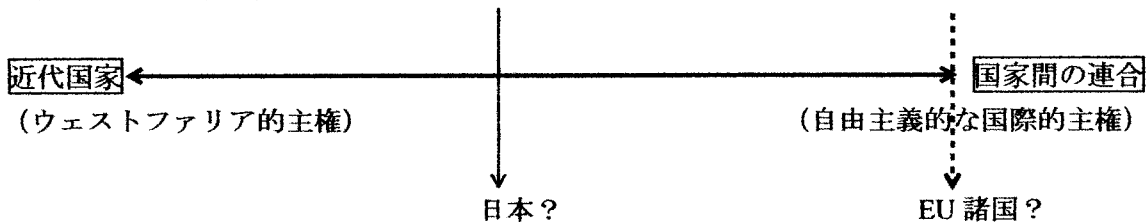
[国家間の永遠平和のための確定条項]

第一確定条項 各国家における市民的体制は、共和的でなければならない。

第二確定条項 国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである。

第三確定条項 世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない。

#### (2)カントの永遠平和論の射程: EU と非 EU 国との距離感



### 3.結論(仮)

## 二 アイデンティティーの不在—「ジプシー」とは何者か?

### 1.呼称について:「ロマ」

国際ロマ連盟(1971年 第一回世界ロマ会議)

→ ロマ(Roma; 単数形 Rom)という呼称が公用化?

\*呼称そのものも統一されておらず、また、言語も 60 ほどの方言があるほか、それぞれの滞在する国の言語を話す。

-----  
[多様な呼称]

英語 ジプシー gypsy / フランス語 ジタン gitan、ボヘミアン bohémien、ツイガヌ tzigane、ロマニシェル romanichel、マヌーシュ manouche / スペイン語 ヒターノ gitano / ポルトガル語 ロン Rom / オランダ語 ジヘーネル zigeuner / アフリカーンス語 シヘーネル sigeuner / ドイツ語 ツィゴイナー Zigeuner、シンティ Sinti / ハンガリー語 ツィガーニ cigány / ルーマニア語 ロミ romi、ツイガニ țigani / イタリア語 ズインガロ zingaro / フィンランド語 ムスタライネン mustalainen / アラビア語 ズット عجر / トルコ語 ファラウニ / ロシア語 ツィガーネ Цыгане (近年は「ロムィ」とも) / ウクライナ語 ツィーハヌイ Цигани (近年は「ロマ」とも)  
-----

## 2. 「ジプシー」とは何者か？

### (1) 文庫クセジュ版 “Les Tsiganes” 『ジプシー』に見る「ジプシー」の定義の変容

#### ● Jules Bloch 版 (1953 (第三版) *François de Vaux de Folettoer, Henriette David*)

邦訳：木内信敬「ジプシー」白水社、1973年

→インド起源の放浪民族

#### ● Nichole Martinez 版 (1986)

邦訳：水谷驍/左地亮子「ジプシー[新版]」白水社、2007年

→ヨーロッパ社会が生み出した社会的孤立集団

### (2) 「ジプシー」の伝統的な一般的特質

非定住性、非ジプシー（ガジョ）と「穢れ」、個人のアイデンティティの多様性、固有の法システム（不文法）、復讐、誇り、家族制度、自然観、宗教観

## 3. 「ジプシー」差別の歴史と現在：同化と差別

### (1) スペインのジプシー：強制的な定住化政策

#### \* 「排斥→同化」の歴史

|            |   |
|------------|---|
| 1425年1月12日 | サラゴサに「小エジプトのドン・ホアン」と名乗る人物とその一行があらわれ、アルフォンソ五世に安全通行証を発行してもらう。                                 |
| 1499年      | カトリック両王勅令 定住か出国かの選択を迫る。   |
| 1633年      | フェリペ四世勅令 一般住民に混じって定住し、善良なキリスト教徒として生きること、ヒターノの呼称を用いないこととした。違反した場合は、男性はガレー船送り、女性は鞭打ちの刑が科せられた。 |
| 1717年      | フェリペ五世勅令 スペイン全土に合法的な居住地、非定住ジプシーの排除  |
| 1749年      | フェルナンド六世 非定住ジプシーの一斉摘発 → 強制労働  |
| 1783年      | カルロス三世勅令  |

## (2) ドイツのジプシー：ホロコーストの犠牲者

\*ナチスのジプシー絶滅政策

1933 年頃 遺伝的疾患をもつ子孫を予防するための法律、危険な常習犯罪者に対する法律

1935 年 ニュルンベルク法（「帝国市民法」「ドイツ人の血と名誉を守るための法律」）

1938 年 ヒムラー布告

1942 年 アウシュヴィッツ令

\*犠牲者間の差異という問題→ユダヤ人との距離

## (3) ジプシーのエリートによる啓蒙活動と民族の記憶を記録する作業

国際ロマ連盟、欧州ロマ人権センター、各国の取り組み

## 三 カントのコスモポリタンの権利

### 1. 時代背景

1795 年 バーゼルの和約

### 2. コスモポリタンの権利：第三確定条項

一 第三確定条項 世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない。

友好(款待)とは、外国人が他国の土地に足を踏み入れても、それだけの理由でその国の人間から敵意をもって扱われることはないという権利のことである。これは、博愛ではなく、権利である。彼の破滅をもたらさないのであれば、彼の受け入れを拒否することもできる。しかし、その地に平和的にとどまるなら、よそ者は敵意をもって扱われてはならない。この場合、外国人が要求できるのは客人の権利(この権利を要求するには、彼を一定の期間家族の一員として扱うという、好意ある特別な契約が必要となろう)ではなくて、訪問の権利であるが、この権利は、地球の表面を共同に所有する権利に基づいて、たがいに交際を申し出ることができるといった、すべての人間に属している権利である。

#### (1) 款待の権利（博愛ではなく、権利である）

\*諸条件—不完全な道徳的責務

「彼の破滅をもたらさないのであれば、彼の受け入れを拒否することもできる。しかし、その地に平和的にとどまるなら、よそ者は敵意をもって扱われてはならない。」

#### (2) コスモポリタンの権利の射程

訪問の権利＝一時的滞在の権利（客人の権利＝永遠の訪問者である権利(特権)ではない）

↑

「地球の球面を共同に所有する権利」←————→領土を前提とした国家

\*但し、カントのコスモポリタンの権利は、対等な国家間（当時のヨーロッパ）の国民の間で成立するものとして想定されていた（→第一確定条項、第二確定条項）。

#### 四 結びにかえて—コスモポリタンの権利の現代的意義

(1) 現代の世界状況→ウェストファリア型の国家を前提とする一方で、国家を越える概念や制度を容認する矛盾を抱えている



概念（価値）として許容できるものと、制度として実効性との距離感

例) EUの移民問題、アメリカの外国人不法行為法訴訟

(2) アイデンティティーのない「他者」の処遇

「ジプシー」は、コスモポリタンの権利からはじかれる「他者」なのか？

\*\*\*\*\*

<<参考文献>> (順不同、敬称略。但し、本文中に記載のものを除く。)

(1) ジプシー関係

- ① 水谷驍『ジプシー 歴史・社会・文化』(平凡社新書、2006年)
- ② 近藤仁之『スペインのジプシー』(人文書院、1995年)
- ③ アンリエット・アセオ著/芝健介監修/遠藤ゆかり訳『ジプシーの謎』(創元社、2002年)
- ④ アンガス・フレーザー著/水谷驍訳『ジプシー 民族の歴史と文化』(平凡社、2002年)
- ⑤ イアン・ハンコック著/水谷驍訳『ジプシー差別の歴史と構造』(彩流社、2005年)
- ⑥ イザベル・フォンセーカ著/くぼたのぞみ訳『立ったまま埋めてくれ』(青土社、1998年)
- ⑦ 金子マーティン編『「ジプシー収容所」の記憶 ロマ民族とホロコースト』(岩波書店、1998年)
- ⑧ 千葉美千子「ホロコースト研究におけるロマ民族の位置づけ—犠牲者間の差異をめぐる考察」国際広報メディアジャーナル第4号(北海道大学大学院国際広報メディア研究科、2006年)
- ⑨ 橋本ルシア『フラメンコ この愛しきこころ—フラメンコの精髓』(水曜社、2004年)
- ⑩ 浜田滋郎『フラメンコの歴史』(晶文社、1983年)
- ⑪ 関口義人『ジプシー・ミュージックの真実』(青土社、2005年)
- ⑫ 関口義人『オリエンタル・ジプシー』(青土社、2008年)
- ⑬ 平田伊都子『南仏プロヴァンスのジプシー』(南雲堂、1995年)
- ⑭ 飯野昭夫「フラメンコの歌詞におけるジプシー的要素に関する考察—迫害の痕跡を求めて」語学研究第99号(拓殖大学言語文化研究所、2002年)
- ⑮ GYPSY LAW : ROMANI LEGAL TRADITION AND CULTURE (Walter O.Weyrauch ed., University of California Press, 2001)
- ⑯ 欧州ロマ人権センター <http://www.errc.org/>
- ⑰ ヒターノ文化新興協会(スペイン) <http://www.institutoculturagitana.es/>
- ⑱ Tony Gatlif 監督作品  
Latcho Drom (よい旅を) (1993), Gadjó Dilo (愚かなよそ者) (1997), Vengo (復讐) (2000)

(2)その他

- ①イマヌエル・カント著/宇都宮芳明訳『永遠平和のために』（岩波書店、1985年）
- ②セイラ・ベンハビブ著/向山恭一『他者の権利』（法政大学出版局、2006年）
- ③ヴィダル・ド・ブラーシュ著/飯塚浩二訳『人文地理学原理（上・下）』（岩波書店、1940年）
- ④リュシアン・フェーヴル著/飯塚浩二訳『大地と人類の進化（上・下）』（岩波書店、1971年）
- ⑤拙稿「国際的な人権保障と裁判所」大学院研究年報第32号（中央大学大学院法学研究科、2003年）



<参考資料>



国際ロマ連盟の旗（写真上は、スウェーデン）



資料② ジプシーの移動経路 (出典：近藤『スペインのジプシー』)  
 第一期 (13-14 世紀、( )内横文字は、その地でのジプシーの名称)  
 第二期 (15 世紀)



別表 ヨーロッパのジプシー人口と分布

| 国名           | 各国の総人口<br>(1000人) | ジプシー人口<br>(1000人) | ジプシーの割合*<br>(%) | ジプシー推定人口<br>(1000人) | ジプシーの割合**<br>(%) |
|--------------|-------------------|-------------------|-----------------|---------------------|------------------|
| アイルランド       | 3626              | 10.9              | 0.30            | 22 ~ 28             | 0.61 ~ 0.77      |
| アルバニア        | 3182              | 5.0               | 0.16            | 10 ~ 120            | 0.31 ~ 3.77      |
| イギリス         | 57411             | 90.0              | 0.16            | 90 ~ 120            | 0.16 ~ 0.21      |
| イタリア         | 57003             | 130.0             | 0.23            | 130                 | 0.23             |
| ウクライナ        | 51452             | 47.9              | 0.09            | 50 ~ 60             | 0.10 ~ 0.12      |
| エストニア        | 1454              | N.D.              |                 | 1 ~ 1.5             | 0.07 ~ 0.10      |
| オーストリア       | 7796              | 5.0               | 0.06            | 20 ~ 25             | 0.26 ~ 0.32      |
| オランダ         | 14952             | 20.0              | 0.13            | 40                  | 0.27             |
| ギリシア         | 10260             | 150.0 ~ 300.0     | 1.46 ~ 2.92     | 160 ~ 200           | 1.56 ~ 1.95      |
| クロアチア        | 4784              | 6.7               | 0.14            | 18 ~ 300            | 0.38 ~ 6.28      |
| スイス          | 6874              | N.D.              |                 | 30 ~ 35             | 0.44 ~ 0.51      |
| スウェーデン       | 8586              | 20.0              | 0.23            | 15 ~ 20             | 0.17 ~ 0.23      |
| スペイン         | 38872             | 35.0 ~ 40.0       | 0.84 ~ 1.16     | 700 ~ 800           | 1.80 ~ 2.06      |
| スロヴァキア       | 5356              | 84.0              | 1.57            | 458 ~ 520           | 8.53 ~ 9.71      |
| スロヴェニア       | 1966              | 2.3               | 0.12            | 7 ~ 10              | 0.36 ~ 0.51      |
| セルビア・モンテネグロ  | 10394             | 143.5             | 1.38            | 400 ~ 600           | 3.85 ~ 5.77      |
| チェコ          | 10302             | 32.9              | 0.32            | 150 ~ 300           | 1.46 ~ 2.91      |
| デンマーク        | 5290              | N.D.              |                 | 4.5                 | 0.08             |
| ドイツ          | 82057             | 50.0 ~ 70.0       | 0.06 ~ 0.09     | 10 ~ 130            | 0.01 ~ 0.16      |
| ルクセン         | 4241              | 0.4               | 0.01            | 5                   | 0.12             |
| ハンガリー        | 10365             | 142.7             | 1.38            | 550 ~ 800           | 5.31 ~ 7.72      |
| フィンランド       | 5147              | 10.0              | 0.19            | 7 ~ 9               | 0.14 ~ 0.17      |
| フランス         | 56577             | N.D.              |                 | 280 ~ 340           | 0.49 ~ 0.60      |
| ブルガリア        | 8487              | 313.4             | 3.69            | 500 ~ 800           | 5.89 ~ 9.43      |
| ベラルーシ        | 10152             | 1.1               | 0.01            | 10 ~ 15             | 0.10 ~ 0.15      |
| ベルギー         | 9979              | N.D.              |                 | 10 ~ 15             | 0.10 ~ 0.15      |
| ロシア          | 137000            | 4365              | 9.1             | 35 ~ 80             | 0.80 ~ 1.83      |
| ポーランド        | 38119             | N.D.              |                 | 15 ~ 50             | 0.04 ~ 0.13      |
| ポルトガル        | 9866              | 40.0              | 0.41            | 105                 | 1.06             |
| マケドニア        | 1937              | 43.7              | 2.26            | 110 ~ 260           | 5.68 ~ 13.42     |
| モルドヴァ        | 4335              | 11.6              | 0.27            | 20 ~ 25             | 0.46 ~ 0.58      |
| ラトヴィア        | 2458              | 7.7               | 0.31            | 2 ~ 3.5             | 0.08 ~ 0.14      |
| リトアニア        | 3675              | 2.7               | 0.07            | 3 ~ 4               | 0.08 ~ 0.11      |
| ルーマニア        | 22760             | 409.7             | 1.80            | 140 ~ 2500          | 6.20 ~ 10.98     |
| ロシア (ヨーロッパ部) | 137000            | 153.0             | 0.11            | 220 ~ 400           | 0.16 ~ 0.29      |
| 合計           | 711080            | 2268.3 ~ 2363.3   | 0.32 ~ 0.36     | 5597.5 ~ 3855.5     | 0.79 ~ 1.25      |

資料：Pan and Pfeil / 2009 / Klopic and Polzer / 1999 / European Roma Right Center のサイト  
<http://erc.org/publications/factsheets/numbers.html>  
 凡例：各国の総人口とジプシー人口は1990年代の統計値、\* 各国の総人口に占めるジプシー人口の割合、\*\* 各国の総人口に占めるジプシー推定人口の割合、N.D.は統計値なしを示す  
 出典：加賀美雅弘編著、『ジプシーと呼ばれた人々——東ヨーロッパのロマ民族の過去と現在』、学文社、2003年、29ページ。転載にあたり、本書の表記に合わせて「ロマ」を「ジプシー」と置き換えるなど、原表に多少の変更を加えたところがある

資料① ヨーロッパのジプシー人口と分布 (出典：水谷『ジプシー』)

資料③ ヨーロッパにジプシーが現れた時期 (出典：近藤『スペインのジプシー』)

| 年 度   | 場 所                         |
|-------|-----------------------------|
| 835?  | ビザンチウム                      |
| 1260? | ボヘミア                        |
| 1322  | クレタ島                        |
| 1346  | コルファー                       |
| 1348  | セルビア                        |
| 1378  | ペロポネソス                      |
| 1414  | パシレア                        |
| 1417  | トランシルバニア<br>モルダビア<br>エルベ川沿岸 |
| 1418  | ザクセン (ドイツ)                  |
| 1418  | アウグスブルグ                     |
| 1419  | シャティヨン (フランス)               |
| 1420? | デンマーク                       |
| 1422  | ボローニア・ローマ                   |
| 1425  | アラゴン (スペイン)                 |
| 1427  | バリ                          |
| 1435  | ハーカー (スペイン)                 |
| 1440? | ウエールズ                       |
| 1447  | バルセローナ (スペイン)               |
| 1492  | スコットランド                     |
| 1500  | ロシア                         |
| 1509  | ポーランド                       |
| 1515  | スエーデン                       |

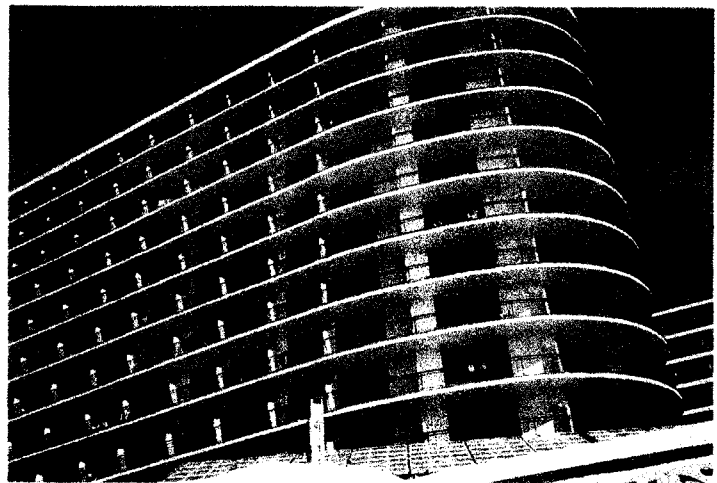


第7図 1852年にワラキアで行われた奴隷の競り市を伝えるポスター

「売出し中。極上のジプシー奴隷。1852年5月8日、聖エリ阿斯修道院で競りにより売却。成人男性18人、少年10人、成人女性7人、少女3人。健康状態良好」(このポスターの写真コピーはブカレストのニコラエ・オブレスク氏から贈呈された)。

資料④ ジプシー奴隷市のポスター

(出典：ハンコック『ジプシー差別の歴史と構造』)



上：ジプシーを狭くした一般市民用のアパート(マラガ県)  
下：ジプシー用のモデルハウス(マドリッド)

資料⑤ スペインのジプシー住居  
(出典：近藤『スペインのジプシー』)

資料⑥ スペインのジプシーに関する統計 (出典：近藤『スペインのジプシー』)

| 項目      | 複合家族制度支持者 |     | 個別家族支持者   |     |
|---------|-----------|-----|-----------|-----|
| 住居のあり方  | 家畜飼育場付き   | 75% | 物入れ不要     | 21% |
|         | 物入れ付き     | 88% | 伝統的便所不要   | 24% |
|         | 伝統的便所付き   | 73% |           |     |
| 仕事の性格   | ジプシー風のもの  | 68% | パージョ風のもの  | 22% |
|         | ジプシーだけを望む | 68% | パージョだけを望む | 22% |
| 人間関係    | 隣人関係を尊重する | 73% | 隣人関係不要    | 22% |
|         |           |     |           |     |
| 厚生・福祉施設 | 青年クラブ不要   | 67% | 青年クラブ必要   | 22% |
|         | 社会センター不要  | 61% |           |     |

|          | 文盲の者 読み書き出来る者 |     |
|----------|---------------|-----|
| 出生届け所有率  | 32%           | 58% |
| 身分証明書所有率 | 23%           | 56% |
| 新職種への就職率 | 41%           | 71% |
| 社会保険加入率  | 45%           | 61% |

